

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥富市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

弥富市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、各種検診、健康教育、健康相談、訪問指導など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)対象者の把握に関する事務 (2)検診等の実施に関する事務 (3)検診情報等の記録等に関する事務 (4)受診勧奨等、受診率向上に向けた事業に関する事務 (5)各種報告に必要な統計事務 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康かるて、特定健診データ管理システム、国保データベースシステム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の111の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠): 139の項 (情報照会の根拠): 139の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部保険年金課、健康推進課
②所属長の役職名	保険年金課長、健康推進課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県弥富市前ヶ須町南本田335 弥富市役所 総務部総務課 電話0567-65-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県弥富市前ヶ須町南本田335 弥富市役所 総務部総務課 電話0567-65-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを閲覧できる職員が限られているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月23日	I-1-③システムの名称	NEW LIFE、特定健診データ管理システム、国保データベースシステム、統合宛名システム	健康かるて、特定健診データ管理システム、国保データベースシステム、統合宛名システム	事後	
平成31年3月15日	Ⅳリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年3月31日	表紙-公表日	2019/3/15	2020/3/31	事後	再評価の実施
令和3年1月20日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76	1. 番号法第9条第1項、別表第一項番76 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	
令和3年1月20日	I-5-①部署	民生部健康推進課、保険年金課	健康福祉部保険年金課、健康推進課	事後	
令和3年1月20日	Ⅱ-1及び2いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/1/20	事後	
令和4年3月11日	I-1-②	2021/3/31	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
令和4年3月11日	I-1-③	2021/3/31	中間サーバー	事前	
令和4年3月11日	I-4-①	2021/3/31	実施する	事前	
令和4年3月11日	I-4-②	2021/3/31	1. 番号法第19条第8号、別表第二項番102の2 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	事前	
令和4年3月11日	Ⅳ-6	2021/3/31	十分である	事前	
令和7年3月31日	I-Ⅳ	I-3(個人番号の利用)及びI-4(情報連携)の法令上の根拠ほか	「番号法別表第一」→「番号法別表」、 「番号法別表第二」→「主務省令第2条の表」ほか、令和5年改正番号法に対応した記載の変更及び追加等を実施		様式変更(評価項目追加等)
令和7年3月31日	Ⅱ-1及び2いつ時点の計数か	2021/1/20	2025/3/31		再評価の実施
令和7年3月31日	I-②	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また検診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、各種検診、健康教育など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行っている。	事後	
令和7年3月31日	I-②	(1)生活習慣相談等そのた健康増進事業の実施 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	(1)対象者の把握に関する事務 (2)検診等の実施に関する事務 (3)検診情報等の記録等に関する事務 (4)受診勧奨等、受診率向上に向けた事業に関する事務 (5)各種報告に必要な統計事務		
令和7年3月31日	Ⅳ-8	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和7年3月31日	Ⅳ-11	なし	追加		様式変更(評価項目追加)